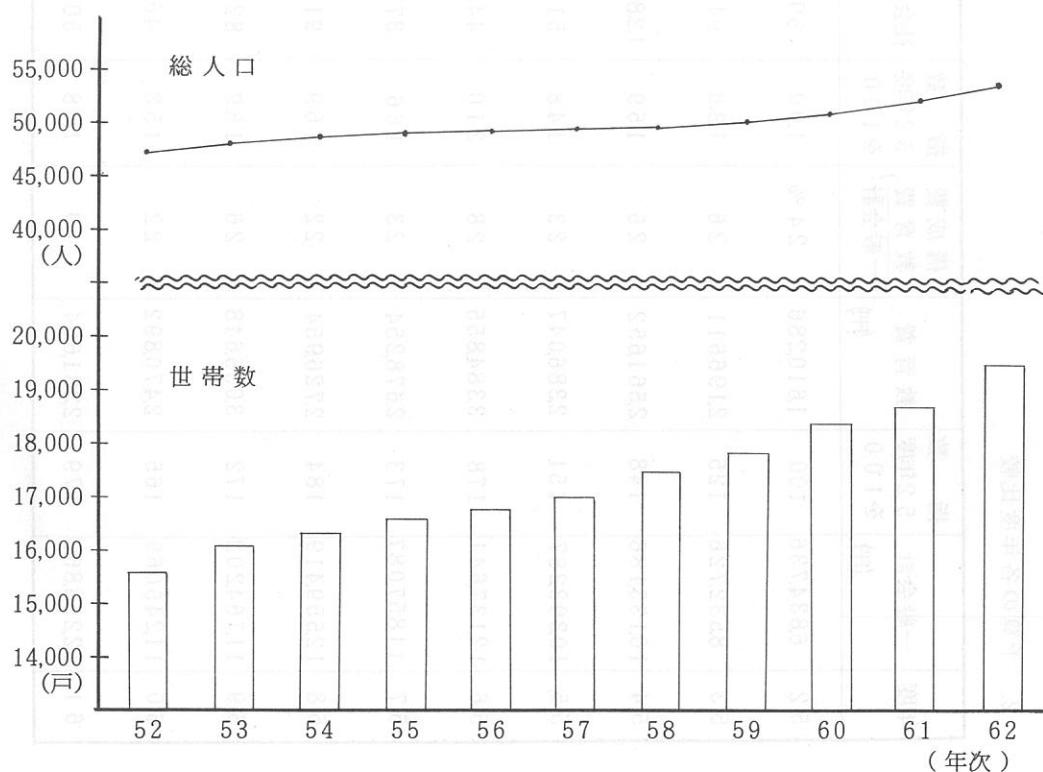


VI 資 料 編

福生市の人団・世帯数の推移

(各年1月1日現在 住民登録人口)

年次	人 口				世 帯		
	総 人 口	対前年 増加率(%)	男	女	総 数	対前年 増加率(%)	1世帯当り 人 口
52	47,086	1.5	23,387	23,699	15,605	1.8	3.02
53	47,884	1.7	23,725	24,159	16,018	2.6	2.99
54	48,624	1.5	24,124	24,500	16,411	2.5	2.96
55	48,793	0.3	24,258	24,553	16,649	1.5	2.93
56	48,856	0.1	24,291	24,565	16,838	1.1	2.90
57	49,086	0.5	24,480	24,606	17,094	1.5	2.87
58	49,563	1.0	24,753	24,810	17,413	1.9	2.85
59	50,171	1.2	25,129	25,042	17,825	2.4	2.81
60	51,457	2.6	25,763	25,694	18,453	3.5	2.79
61	52,017	1.1	26,063	25,954	18,723	1.5	2.78
62	53,754	3.3	26,930	26,824	19,459	3.9	2.76



2. 予算の各年度比較

年度	一般会計 (円)	指 数 52年度 を100	構成費 (教育費 一般会計)	指 数 52年度 を100	社会教育費 (一般会計) (円)	構成費 (社会教育費 一般会計)	指 数 52年度 を100	公民館 管理費 (円)	構成費 (公民館管理費 一般会計)	指 数 52年度 を100	人口1人 当たりの公民 館管理費 (円)	
5 2	6,834,736	100	1,610,286	24 %	100	597,125	8.7 %	100	4,734	0.07 %	100	99
5 3	8,532,726	125	2,196,611	26	136	940,221	11.0	157	6,124	0.07	129	126
5 4	10,133,186	148	2,561,652	25	159	1,289,833	12.7	216	7,008	0.07	148	144
5 5	10,303,287	151	2,386,047	23	148	511,118	5.0	86	8,836	0.09	187	181
5 6	12,137,641	178	3,384,855	28	210	441,868	3.6	74	48,951	0.40	1034	997
5 7	11,857,087	173	2,678,254	23	166	379,736	3.2	64	51,786	0.44	1094	1045
5 8	12,559,419	184	2,726,954	22	169	919,442	7.3	154	52,380	0.42	1106	1044
5 9	11,764,202	172	3,035,648	26	189	826,284	7.0	138	57,629	0.49	1217	1120
6 0	11,245,069	165	2,470,892	22	153	460,936	4.1	77	64,830	0.58	1369	1246
6 1	12,253,869	179	2,381,664	19	148	500,896	4.1	84	67,348	0.55	1423	1253

福生市公民館条例

(昭和52年3月31日条例第8号)

(目的) 本条例は、市が運営する公民館の設置及び管理並びにその運営に関する事項を定めることを目的とする。

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)

第20条の目的を達成するため、同法第24条の規定に基づき、福生市公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 公民館は、法第22条の規定に基づき、おおむね次の事業を行う。

- (1) 各種の学級、教室及び講座を開設すること。
- (2) 講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 社会教育資料を備え、その利用を図ること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡と援助を図ること。
- (5) 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。

(運営方針)

第4条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援すること。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、福生市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを臨時に変更し、又は休館することができる。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日の翌日。
- (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。

(開館時間)

第 6 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、委員会が

特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第 7 条 公民館を使用しようとする者は、別に定める手続きにより委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第 8 条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、公民館の使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、又は附属設備、若しくは物品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、不適当と認めたとき。

(使用の条件)

第 9 条 委員会は、公民館の使用を許可する場合は、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消等)

第 10 条 委員会は、公民館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消すことができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
 - (2) 使用の目的、又は使用条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 第 8 条各号に該当する事由が発生し、又は発生しようとしたとき。
2. 委員会は、前項にかかげるもののほか、公益上特に必要が生じたとき、又は災害その他の事故により公民館の使用ができなくなったときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消すことができる。

(使用料)

第 11 条 法第 20 条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する。

2. 前項の使用料は、福生市民会館条例（昭和52年条例第7号）第10条に定めるところによる。
(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、第10条第2項の規定により使用できなくなったとき、又は委員会が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、公民館の使用について、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備変更等の禁止)

第14条 使用者は、附属設備を変更し、又特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を停止されたとき、若しくは取消されたときは、ただちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 使用者は、施設又は附属設備、若しくは物品を損傷し、又は滅失したときは、委員会が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減免することができる。

(公民館運営審議会)

第17条 公民館に、法第29条の規定により、福生市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2. 審議会は、法第27条の規定による館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。
3. 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、法第30条に規定するもののうちから、委員会が委嘱する。
4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 委員が欠けたときは補充する。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任) 第18条の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、委員会規則で定める。

(昭和52年6月教委規則第4号で、同52年6月1日から施行)

別 表

名 称	位 置
福生市公民館	福生市大字福生2455番地 福生市民会館内

福生市公民館条例施行規則

(昭和52年6月1日教育委員会規則第5号)
(改正昭和57年3月10日教委規則第11号)

(目的的)

第1条 この規則は、福生公民館条例（昭和52年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条の規定により福生市公民館（以下「公民館」という。）を使用しようとするときは、公民館使用申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

2. 前項に規定する申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）前1月の属する月の初日から使用日の前日までにしなければならない。ただし、福生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
3. 同一の内容で引き続いて2日以上の使用を申請するときは、前項の規定にかかわらず、当該使用日の初日をもって使用日とみなす。

(使用期間)

第3条 前条に規定する公民館の使用申請は、第5条に規定する場合を除き、同一の内容で引き続いて5日以上、又は例日を定める独占的な使用であってはならない。ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

(使用の許可)

第4条 条例第7条に規定する使用の許可は、申請の順序による。ただし、申請が同時に2つ以上あるときは、協議又はくじにより決める。

2. 公民館の使用を許可したときは、公民館使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

(使用の特例)

第5条 社会教育法（昭和24年法律207号）第20条の目的で使用する場合、及び教育長が公益上必要であると認めた場合の使用で、あらかじめ断続的に期間を定めて公民館を使用しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、2月以内の期間を一括して使用の申請をすることができる。

2. 前項の場合における使用の申請及び許可については、第2条及び第4条の規定にかかわらず教育長が別に定める。

(使用の変更等)

第6条 第4条第2項及び前条の規定により使用の許可を受けた者が、申請の内容を変

更し、又は使用の取消しをしようとするときは、使用日前3日までに公民館使用変更（取消）申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

2. 申請の内容のうち、使用時間の延長については、前項に定める申請書により使用日までに申請することができる。
3. 前2項に規定する申請を受理したときは、公民館使用変更（取消）許可書（別記様式第4号）を交付する。

（使用料） 第7条 条例第11条第1項に規定する公益上必要であると認める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の公共的団体が、その目的達成のために入場料の類を徴しないで使用する場合。
- (2) 市民の社会福祉、その他公共のため入場料の類を徴しないで使用する場合。
- (3) 国又は地方公共団体が、その目的達成のために使用する場合。

（使用料の還付）

第8条 条例第12条ただし書きの規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分内に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第10条第2項の規定により使用できなくなったとき。
全額
- (2) 使用する施設又は時間に変更があったとき。
- (3) 第6条第1項の規定により使用の取消しの許可を受け、相当の理由があると認めたとき。
当該変更によって、減額となった額

（専用施設等）

（10分の50に相当する額）

2. 前項の還付を受けようとするときは、公民館使用料還付請求書（別記様式第5号）に許可書を添えて提出しなければならない。

（専用施設等） 第9条 福生市民会館（福生市民会館条例〔昭和52年条例第7号〕第1条に規定する福生市民会館。以下「市民会館」という。）内に置かれる公民館の専用施設は、調理室、美術室、音楽室、視聴覚室、児童室、資料室及び団体事務室とする。

2. 前項に規定するもののほか、市民会館のうち大ホール及び小ホールを除く施設は、公民館として使用することができる。

(附属設備等の持出禁止) **福生市公民館**

第 10 条 教育長は、公益上必要であると認めた場合を除くほか、附属設備及び物品の公民館外への持出しへ許可しない。

(公民館運営審議会の委員長等) **福生市公民館運営審議会の委員長等**

第 11 条 条例第 17 条に規定する福生市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集) **福生市公民館運営審議会の開催日**

第 12 条 審議会は、委員長が招集する。

(審議会の定足数及び議決) **福生市公民館運営審議会の議決**

第 13 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2. 審議会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委 任) **福生市公民館運営審議会の委任状**

第 14 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 则 **福生市公民館運営審議会の開催日**

この規則は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和 57 年 3 月 10 日教委規則第 11 号) **福生市公民館運営審議会の開催日**

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (省略) **福生市公民館運営審議会の開催日**

福生市公民館庶務規則

(昭和52年6月1日教育委員会規則第6号) 第
(改正昭和53年3月31日教委規則第9号)

(目的)

第1条 この規則は、福生市公民館（以下「公民館」という。）の事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。
(係の設置)

第2条 公民館に次の係を置く。
管 理 係
事 業 係

(職及び職務)

第3条 公民館に次の職を置く。
(1) 館 長
(2) 係 長
2. 前項に掲げるもののほか、公民館に主事、主事補その他の職員を置くことができる。
3. 館長は、上司の命を受け、公民館の行う各種の事業の企画実施、その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。
4. 係長は、館長の命を受け、係の事務を処理する。
5. 主事、主事補その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(事務分掌)

第4条 公民館の係の事務分掌は、次のとおりとする。

管 理 係
1. 公民館の公印の管守に関する事。
2. 公民館の文書の収受及び発送に関する事。
3. 公民館の予算の経理、物品の収納及び保管に関する事。
4. 公民館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関する事。
5. 公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事。
6. 前各号のほか、他の係に属さない事。

事 業 係

1. 公民館運営審議会に関する事。
2. 各種の学級、教室及び講座を開設すること。

3. 講習会、講演会、実習会、展示会等を開設すること。
4. 社会教育資料を収集、整理し、市民の利用に供すること。
5. 社会教育関係団体及び関係機関等の連絡と援助を図ること。
6. 前各号のほか、公民館の事業の実施に関するこ

(館長の専決事項)

第 5 条 館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市教育委員会事務局事務専決規程(昭和53年教育委員会訓令第1号)第5条第1項に掲げる事項に関するこ
- (2) 社会教育用備品の無償貸出しに関するこ

(事案の代決)

第 6 条 館長が欠けたとき又は不在のときは、管理係長がその事案を代決する。

2. 係長が欠けたとき又は不在のときは、館長があらかじめ指名する職員がその事案を代決する。

(後 関)

第 7 条 代決した事案で、上司の関を要すると認められるものは、必ず後関を受けなければならぬ。

(準用)

第 8 条 この規則その他特に定めのあるものほか、必要な事項については、福生市教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

附 則 (昭和53年3月31日教委規則第9号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日教委規則第9号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

幼児教室のあり方について昭和56年度第3回定期監査報告書より抜粋

- (2) 幼児教室の公費負担について
- 幼稚園や保育園に就園していない幼児とその親を対象とする幼児教室は、核家族化により幼児が近隣の仲間と遊ぶ機会が失われる傾向にあることから公民館或いは分館（松林、白梅会館）で仲間をつくり、社会性の基礎を養うことを目的としている。
- 以下、その幼児教室の内容等について述べ、公費負担のあり方を考察してみたい。
- ① 募集 市の広報、お知らせで親と幼児それぞれ1グループ10名又は15名を募集する。この場合、公民館主催のときは公民館、自主グループのときは責任者に申し込むこととなっており、今年度の募集状況は次のとおりである。

広報等掲載日	グ ル ー プ 名 及 び 募 集 数 (名)	主 催 別
56. 4. 15	あゆみ5 つみき5 手づくり10 コーラス10 ひだまり15	自主グループ
5. 25	幼児教育学級と幼児教室 親と子それぞれ15	公 民 館
10. 15	ヤングミセスの教室 親と子それぞれ15	公 民 館

- 現在11グループで幼児数は150名であるが、募集数は75名であった。
- ② 幼児教室と親の学習 幼児教室は公民館又は分館で専門家（保母又は幼稚園教諭の資格取得者）が中心となって教室を進める場合と、親がリーダーとなって教室を進める場合がある。一方、親は各グループの目的に従い、講師或いはグループからリーダーを選び、自主的に親の学習を進める。
- ③ 幼児教室の回数と費用 別表5のように年間の回数は17回（1日2時間を1回）から42回とグループによってばらつきがあり、そのうち幼児教室は10回から20回で、これに対し保母賃金が公費負担とされ、不足する賃金と教材費、及びおやつ代が私費負担である。
- ④ 自主グループ 公民館事業で開設した婦人学級等を終了した者の集りで、公民館としては講師等の紹介、会場の貸与などを援助をしているが、費用は私費負担である。ただし、幼児教室の保母賃金は公費負担となっている。

以上のことから、保母賃金の監査を実施した結果、次の点について是正、或いは公費の支出に留意されたい。

(ア)毎年度新規に募集されたい。 幼児教室の定数150名に対し、広報等で募集したのは75名で残りの75名は、前年度から引き続き在籍していたため募集できなかったものと推察

申込も問題のないで、財政の室姫泉はまほに議会市主導される。教室の回数からみて、一年度で十分消化できるので、毎年度新規に募集し、より多くの市民に参加の機会を与えるように留意されたい。

(イ)開設回数を統一されたい。 幼児教室はその目的に従いある程度の指導基準があり、定められた期間内に終了するものと思われるのに、10回のグループもあれば15回或いは20回のグループもあって、まちまちである。他の公民館事業による講座、学習等と同じように統一すべきで、同一事業に対し公費負担に薄厚があるのは適当でない。ここに各グループ共10回で終了したものとして保母賃金を算出してみると567千円で済むことになる。

(算式) 定 数 15名 10名

グループ数	8 グループ	3 グループ
回 数	10回	10回
保母(幼児5名に付1名)	3名	2名
賃金(保母1名に付)	1,890円	1,890円
	$(8 \times 10 \times 3 \times 1890) + (3 \times 10 \times 2 \times 1890) = 567,000$ 円	
 予算額 1,021,000円	

(ウ)公費負担の区分を明確にされたい。 公民館が主催する事業で婦人学級と併設する幼児教室は、親の学習目的から推して公費負担は止むを得ない。しかし、自主グループのなかには、親の学習を満たすために設けられた幼児教室もあるようなので、これらについての保母賃金は私費負担とするのが適当である。

公民館事業も、年々その種類もふえ、市民の教養の向上又は生活文化の振興に大きく寄与していることは、まことに結構である。これも生涯学習という市民意識の変化、或いは公民館などコミュニティ施設などの「場」が整備されたこと、更に担当している職員の熱意と努力のおかげであると思う。

監査の対象期間(4月1日～11月末日)における講座、教室等は31種目を数え、これを消化するのに836回も開かれ、7,393人が参加している。

このなかには、先程の幼児教室もあり、少年、青年、婦人、成人及び高齢者と、その対象も多岐多彩にわたっていて、今更ながら社会教育の広がりを認識するものであるが、内容によっては、特定個人の趣味とか実益にも結びつくようなものまでも、公費を負担していることについて、あらためて検討されるよう要望する。

福生市公民館における幼児教室の実施についての諮問と答申

福教公発第101号
昭和57年5月1日

福生市公民館運営審議会

委員長 宮 岡 一 雄 殿

福生市公民館長

古 谷 正 夫

福生市公民館における幼児教室の実施について（諮問）

福生市公民館条例第17条第2項の規定にもとづき、次の事項について諮問いたします。

1. 公民館における幼児教室の必要性の是非について
2. 公民館における幼児教室のあり方について
3. 公費負担の範囲について

昭和57年8月14日

福生市公民館長

古 谷 正 夫 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 宮 岡 一 雄

福生市公民館における幼児教室の実施について

（答 申）

昭和57年5月1日付け、福教公発第101号をもって諮問のあったまよ重

いに對する答申を本件から去り、右内は即ち本件を了却する旨、付す。且つ此

ことについて、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

昭和57年5月1日、福生市公民館長から「福生市公民館における幼児教室の実施について」の諮問を受けた本審議会は、以来3か月半にわたり、9回の会議を開催し審議を行いました。

申し上げるまでもなく、変動のはげしい現代社会では生涯にわたる学習が必要であるといわれています。その必要の増大に対応しつつ、行政機関は公民館、図書館、資料室、体育館などの社会教育施設の充実を図り、市民の学習活動の育成・援助に努めてきました。

一方、都市化・核家族化という現代社会の厳しい現実の中で、地域社会が崩壊しつつあるといわれ、市民の孤立化が強まってきております。そして、市民生活においては、現在は勿論のこと将来への不安をもつ者が多く、学習によって自己を確立し、共同学習を通じて相互理解を深め、豊かな地域社会を形成していくことが一層望まれてきています。

このような情勢の中で社会教育の意義と役割が高く評価され、行政の中に定着してきました。公民館は、その一環として生涯教育を支え、地域社会の形成を目指して共同学習を援助してきています。当市は公民館事業に対して特段の関心と配慮をはらい、今日では東京都屈指の公民館として評価されるまでに成長しました。本審議会はこうした市当局、教育関係者の熱意と対応に深い敬意を抱いてまいりました。

開館以来5か年にわたる公民館事業の実績と成果を前にして、幼児教室の問題について審議する本審議会は、本諮問が公民館の事業体系全般に関連する重要課題であるとの理解に立って、終始公正不偏を旨として審議に当たりました。本審議会は、公民館事業の将来を展望しつつ、豊かな地域社会の発展を期待し、課せられた責務と役割の重要性を深く認識し、地域の実情の検討、市民の意見聴取、他市の実情調査、幼児と母親の成長に関する資料の研究など、多角的な取り組みのもとに慎重に討議を行ってきました。

現状における幼児の取り扱い方は、各自治体の公民館の事情、成立の経緯、幼児教育の位置づけなどで、具体的な形は多岐にわたっております。しかし、いずれの自治体においても、現代社会の厳しい環境のもとで生涯学習を推進し、豊かな地域社会の発展につながる共同学習を幅広く実現するためには、幼児問題への取り組みが必要であるとの認識に立っております。この立場から、公民館事業として幼児教育に積極的な取り組みが見られています。

これから状況を参考にしながら、福生市の将来を展望し、豊かな地域社会の創造を期待し、公民館事業として幼児教室を継続実施していくことが適切であるとの結論を得ましたので、ここに諮問項目の主旨に沿い、理由を付して答申いたします。

1 公民館における幼稚教室の必要性について

(1) 社会教育・公民館の目標と役割

社会変動のはげしい現代社会を生きていくには、自己を確立し、生活の展望を開き、文化的な地域社会を創造することがもとめられます。このためには、生涯にわたる学習（教育）が必要であると言われています。

社会教育は、現代社会を生きるうえで地域の人々の日常生活から生じてくる様々な学習を援助するために行われるものです。それは、生活課題を解決し創造するために、各種の能力を身につけ人格の完成を目指す学習がもとめられます。学習は、この自己の人格の完成を目的とする営みであり、この学習をより合理的・能率的にすすめていくことができるようにする作用が教育です。教育はこのこと自体を目的とするもので、手段ではありません。自己の確立は、一面個人的な営みですが、社会的な存在への自己の高まりに向けていく学習に対しての援助が社会教育の目標です。そして、主体的人間存在（市民）であることをひとりひとりのものにしていくことが結果として、地域社会を形成し創造することとなります。こうした市民の学習を満たすために、公民館は、社会教育の基本方法である人と人による共同的学習を担います。つまり、共に学び合い、教え合うことが基本です。図書館では本を読むことで、資料室では文化財をもとに、体育館ではスポーツに親しむ中で、各々その機能を果たします。

公民館は、主題の学習等を通じて、知識や技術と学習方法を身につけて、豊かな個性と各種能力を保有する自己の確立にむけることが基礎になります。この基礎に立って、個性的で多様な人間が、問題解決にむけて自由な協力関係を生み出していくことがもとめられます。多様であることから生まれる活力が協力を生み出すという相互学習が、社会的な存在である自己を高めていくこととなります。そして、交流し学習し合うことは、自ら能動的能力を養い、行為をする主体を形成していくようになります。この主体の確立を通じての力は、自らが生活する場面にあらわしていくことで家庭や社会の形成となっていくことに意義があります。そのため公的に奨励・援助されます。

このことに向けて、公民館は、施設・職員・機能をもって、市民の主体的な学習を援助する役割を果たします。それは、1)広く市民への情報提供 2)各人や各団体グループを直接援助すること（講師紹介や教材提供） 3)人や団体グループの交流を促し、ひろばを形成すること（リーダーの研究会や大会等） 4)各種のはたらきかけの事業（学級・教室・講座・行事等）を行うことです。このことは、幼児から高齢者まで、あらゆる階層

の人々の学習機会として設定されることが望れます。

(2) 幼児教室の必要性について

都市化や核家族化は、人々の生活様式及び地域を大きく変貌させていきます。産業や労働形態の変化と社会的な組織化や専門・分化は、ひとりの人間が自立的な存在となることや、より高度な知識・技術を身につけて行為することをもとめています。また、核家族化は、少数家族構成となり、家族機能は社会化し、家庭と社会の個有の役割に分化してきています。このことは、個人及び單一家庭を中心とした生活行動が一般化し、地域の結合関係を弱めています。それは、親子問題等においても、個人や單一家庭では解決できない問題が多くなっています。

① 地域における幼児の成長・発達の場の必要性

ア) 幼児のおかれている状況
かつて、幼児は多数家族構成の中で、多彩なふれ合いによって育ち、近隣の子どもの遊び仲間や、豊かな自然環境の中で、多くの刺激を得る機会をもって成長しました。しかし、現代の家族では、家族の子ども集団を持てず、親の在り方に強く影響され育つようになります。また、交通事情や近隣の結合関係の点で遊び集団が形成にくくなっていますし、子どもと自然とのかかわりも少なくなっています。この結果、多様な直接関係での刺激や体験の機会の乏しさが、遊びのできない子、言葉の発達の遅い子、情緒障害など、幼児の成長・発達に多くの問題を発生させています。

イ) 幼児期の発達的意義について

幼児期は、一般に離乳がほぼ完成し、ひとり歩きを始め、片言ではあるが言語による意志の伝達ができるようになった1歳ないし1歳半から、小学校に入る6歳頃までを指しています。そして、3歳から4歳頃に見られる第1反抗期までを幼児前期とし、それ以後のやや安定した時期を幼児後期として区分し、幼児前期は、幼児期全般の発達の基礎となります。幼児期は、あらゆる面で親の保護を必要とした乳児期を脱して、自分の身の回りの始末が次第にできるようになるだけでなく、能動的に周囲のものとかかわりを持ち始めて、ひととしての基本的諸能力や行動様式・対人態度の基礎が形成される重要な時期です。それは、子ども自身によってその生活（即遊び）が展開されるようになります。つまり、一方では幼い自我が次第に目ざめるにつれ、親からの自立を図ろうとします。他方まだ未熟さを多分に残しているために、親の保護が必要とされることが多いのです。それ故に、幼児の全面発達は、家庭内のはたらきかけだ

けでは果たせず、家庭外の遊びや運動など、仲間の中での生活経験によって大きく促進されるものとなります。

こうしたことから、遊びを通じて、幼児が仲間の中で育つという環境を備えていくことが重要な課題となってきています。しかし、近隣での幼児の遊び集団の存在が乏しい状況では、人為的に仲間集団の形成が行われていく必要が出てきています。そのために、公民館の児童教室は、児童にとって近隣の仲間の中で遊べる基礎的体験を得る場として設定されることに意義があると考えます。

② 教育主体としての親の学習の必要性

ア) 母親のおかれている状況

かつて、母親は家族において、育児・家事・生業への労働と幅広くその役割を担っていました。育児においては、親夫婦・夫の兄弟夫婦の育児体験を見聞きし、家庭の手による育児でした。そして近隣の共同体では、各種の地域行事をもつ中で、子どもの育成を共同で行っていました。しかし、現在は家族制度の変化に伴い、新たな地に住むこととなった夫婦、とりわけ母親は、育児や家庭の役割を一手にまかされるようになってきています。育児においては、家庭内や近隣での接触機会が乏しいことから、いろいろな経験を交流することができず、盲目的に育児書にたよることになります。しかし、家庭内の1対1の関係では、迷いや精神的不安定などで、育児ノイローゼになりかねない状況にもなってきました。

イ) 教育主体としての親の学習の意義

子どもの教育主体である親は、児童の成長・発達を正しく把握する学習をもとに、個々の児童の個別の発達に沿って、的確な援助と指導が要請されます。特に児童前期は、保護と自立の二面をもつことから、親は愛情ある保護により、基本的生活習慣の形成と自律的行動への手助けが必要となります。また、児童にとってもっとも日常的な生活の場である家庭では、現代家族にあってこそ、安定的で豊かな営みとなることがもとめられます。したがって、現代の家庭が果たすべき役割を社会関係の中で明らかにし、よき家庭形成にむけることが必要となります。更に地域において、子どもが子どもの中で発達する環境を備えるため、自ら近隣のおとな同士の中で研究・行為し、創造する必要があります。このことは、児童後期から始まることが多い幼稚園・保育園などの指導者と親との協力と連携にもなっていくものです。

以上のことから、教育の主体である親の学習は、子ども達の発達環境を備えるため

の、おとなとして、市民としての自己の確立をもとめることとなります。このことで、母親が主体的人間存在である自己の確立をもとめることとなります。したがって、公民館の幼稚教室は、親が教育の主体である力を養う学習の契機となって、おとな同士の集団的学習を通じて、社会的な存在である自己の確立に向けることに意義があります。

これら2点の意義をふまえ、社会教育・公民館の目標と役割に照らして、公民館の幼稚教室は、幼児の異年齢集団において、その社会性の基礎を養う機会を設けるとともに、子どもの教育主体である親の学習の契機となるよう設定される必要があります。このことから、子どもと母親が各種の学習を通じて、豊かに社会関係の中で生活することにむけ、幼稚教室を実施されることが適当であると考えます。

2 公民館における幼稚教室のあり方について

(1) 公民館の幼稚教育方針について

公民館における現状の事業は、「⑦保育室において、親達が幼児の成長・発達を図るため、幼児の学習の場を設定する活動について〔 a) 施設・設備の提供 b) 親子に対する助言・指導 c) 教材・教具・資料の提供 d) 機能上の援助を通じて〕積極的に援助する。⑧加えて、幼児の成長・発達に向けて、自ら集団への適応を図り、仲間の中で遊ぶという社会性の基礎を形成する事業〔 a) 学習目標：幼児が仲間の中で遊ぶ能力を身につけ、社会性の基礎を養う。 b) 学習主題：“異年齢集団への適応と遊びのちから”によって、問題解決と創造への知力の発達に向ける。 c) 学習内容：幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定をもとに、仲間関係形成による能動的共同行為への指導を行う。等〕を実施する。⑨同時に子ども達が学び合える環境を、日常生活（地域）につくること及び親自身の成長が幼児の成長に不可欠であることから、それらの親として、おとなとしての学習を積極的に援助する。」（昭和55年度会館紀要抜粋）以上の方針で行われています。

この基本方針にもとづく、①に掲げられている幼稚教室は、その基本目標・学習条件・学習内容と方法など、事業実施にむけて、各種の項目について更に整備する必要があります。

(2) 幼児教室の募集の実施の回数について

まず、教育という営みについては、学習主体の存在を前提に、その人間的な各種能力の

開花や人格の完成を目指すための学習を合理的に達成し得るよう、意図的・目的的で、組織的・継続的な営みを指しています。

① 幼児教室の募集について

幼児教室においての幼児集団の構成は、かつての地区の子ども集団と同じように、異年齢集団です。そして、それを低年齢化し、ほぼ1歳から3・4歳までの構成で実施しています。この異年齢の仲間で遊ぶ経験のある幼児は、場に慣れ安定して遊びを進行します。この存在があって保育者の適切な受けとめと指導が、新たな参加幼児を遊びの行動へと円滑に進行させるものとなります。このことから、募集については、経験あるものと新たな参加幼児との構成を配慮して行うことが望ましいと考えます。

② 幼児教室の実施の回数について

幼児教室は、幼児が日常生活で仲間の中で遊ぶという基礎的な体験を得る場として設定されています。ここでは、保育者の手により、幼児自身が集団の中で自立的行為ができるための情緒安定をもとに、幼児間の密度の高い仲間関係形成から能動的な共同行為ができるように向け指導することです。このことは、幼児グループ毎の年齢構成のちがいと経験の有無、及び生活習慣の習得の差異などから、能動的共同行為の達成に著しい差異を生ずることがあります。こうしたこと、教育効果の点から見れば、機械的に回数の平等を主張することは、かえって幼児教育の効果を減殺しかねません。この点を十分に配慮したうえで、募集方法と幼児教室の回数を考えることが教育上必要であると考えます。更にその教育目標・方法・効果を見定めたうえで、都市社会に育つ幼児の異年齢集団の教育的意義を評価していくべきであると考えます。

3 公費負担の範囲について

社会教育・公民館の目標と役割をふまえた、はたらきかけとしての公民館主催の各種学級・講座は、市民の学習への広義の援助となります。東京の公民館においては、この学級・講座は、講師等の報償費について、全て公費で実施されています。福生市公民館においても同様です。そして、主催の学級・講座を母体に、公民館における自主グループの多くが生まれています。この自主的な集団での学習が、個の確立と主体の形成を更に促進し、地域社会の形成となっていくことを考えると、その活動は、主催の学級・講座と同様に公民館活動の重要な柱となっています。そのために、施設・職員・機能をもって公的に奨励・援助され

ています。

また、考えておきたいことは、公民館活動において、趣味的学習と教養的学習を区別したり、主題の在り方のみでその活動の意味をもとめるのではなく、自己の学習が他者を思いやることと結びつき、共通の課題を発見し、ともに解決・創造することに向けて、共同・協力するという学習過程を大切にする必要があります。それは、趣味的な学習にもこうした学習過程があります。現代の複雑・多様な社会機構や文化状況の中に生きる人間にとって、趣味的学習は個の感性を磨き、心のゆとりを得、自己実現を図るものとして、不可欠なものとなりつつあると言えましょう。そして、この活動を通じ、相互に感動を持ち合い、ともに文化を育て創造していくことにむけ、共同・協力するという学習過程が、結果として社会的な存在としての自己を形成していくものとなります。このことが公民館での大切な学習です。

このように考えますと、公民館の幼児教室は、親の学習のための託児ではなく、幼児自身が学習の主体であることにたって、幼児教育の事業として、公民館が主催で実施するものです。そのことにより、自主的な活動として、親の手による幼児の集団教育（保育）が生み出されています。したがって、幼児教室は、主催事業として実施されることが望ましく、公費負担によってすすめられることが適切であると考えます。

お問い合わせ窓口	日付	回数
お問い合わせ窓口	日付	回数
お問い合わせ窓口	日付	回数

審議会の経過

回数	開会日	審議内容
第1回	5月1日 公民館第2集会室	1. 館長からの諮問 2. 資料説明と今後の運営
第2回	5月15日 公民館第4集会室	1. 追加資料の説明と審議
第3回	5月29日 公民館第3集会室	1. 追加資料の説明と審議
第4回	6月12日 公民館第3集会室	1. 市民の方からの御意見聴取と審議
第5回	6月26日 公民館第3集会室	1. 今後の運営
第6回	7月10日 公民館第3集会室	1. 市民の方からの御意見聴取と審議
第7回	7月24日 公民館第3集会室	1. 審議、答申書(案)の作成
第8回	7月30日 公民館第2集会室	1. 答申書(案)の作成
第9回	8月14日 公民館第3集会室	1. 答申書の作成及び最終決定 2. 館長に対し答申

以上のとおり、相違ありません。

昭和57年8月14日

福生市公民館運営審議会委員

福生市公民館の“職員配置および運営”に関する要望

1976年3月

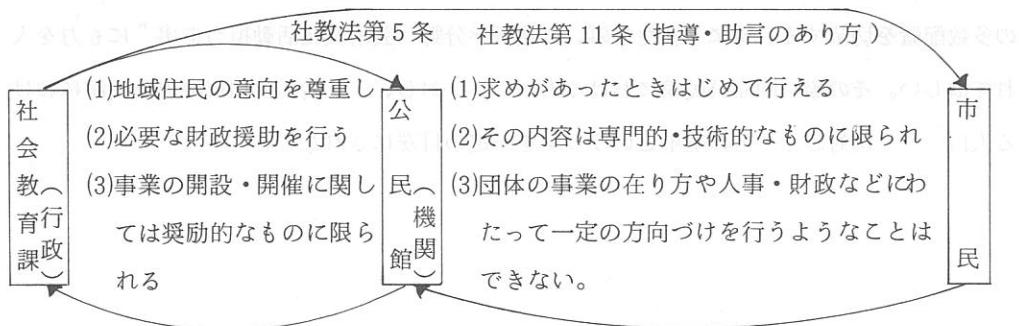
福生市教育委員会におかれでは、市民の学習・文化活動の条件整備のため、日夜の尽力深く感謝いたす次第です。さて昭和52年度“公民館+市民会館”がオープンするに当たり、社会教育の主体である私達市民が、日頃の生活の中で積みあげてきた学習の成果である次の事項を、その使用規則検討の際取り入れられるよう、ここに要望するものです。

序

文部省が先ごろ行った「生涯教育に対する要請調査’72.5月」によると、日本人の9割近くが学習は卒業後も続けるべきだとしているという。科学技術の進歩を基軸とする現代社会の加速度的な変化が (1)ひとびとに生涯にわたる学習の継続化を求め (2)それに対応して特に学校教育の内容・方法の変革が必要であり(相対的役割の低下) (3)学校・家庭・工場・訓練所・組合などの教育課程が統合され体系化計画化され国家の財政援助が必要とされる。とのユネスコ「生涯教育」論の指摘を待つまでもなく、私達市民が健康で文化的なより良い生活を営むために直面するなまの課題を日常的に解決してゆくことを含む文化的教養を高めようとする時、公民館をはじめとする公的教育機関の重要さが今や市民自身にも改めて認識されてきているのです。

サポート・ノーコントロールの原則

市民が日常生活の中で公的教育機関において行う学習・文化活動のその主体は市民自身であり、そうした営みは生きるために必要な市民の基本的権利のひとつであり、当然だれにも無料でなければなりません。こうした営みがあらゆる機会あらゆる場所で実現されるように、社会教育行政は必要なサービスを提供しなければならないのです。(社教法第3条) すなわち行政の役割は市民が必要とする条件の整備であり、それらは外的事項=施設の建設・維持管理・職員の配置にのみとどめられるべきで、市民の権利として内的事項=学習内容・方法の決定・財政・人事・講師の選定はいかなる方法によっても侵してはならない。その際公民館主事の職務は事業の企画・準備・実施など、市民の自発的・自主的な活動を側面から援助することになる。



要望 1 公民館職員の任用に当たっては、公民館主事の専門性と本来的な任命権（教育委員会に有り）とを尊重すること。

すなわち具体的に言えば

- (イ) 社会教育主事有資格者である職員を「富士会」を中心とした民間団体や市町村の施設
- (ロ) 教育委員会が独自に採用することをも含む中の既存の課目・職位に配置する場合
- (ハ) その際、市当局においては定数条例・給与規則に“公民館主事”を明確にすること
- (イ) については本来的には“社会教育主事”を行政社会教育課に“公民館主事”を教育機関である公民館に配置すべきなのであるが、法制度上（社教法23条の2にもとづいて定められた「設置運営基準」には、公民館規模と活動状況に応じた主事の数の増加、社会教育に関する識見と経験、専門的な知識と技術をもった者であることなど→同基準5条がうたわれており、また、社会教育審議会答申S46.4月も“すべての公民館に公民館主事が常置されなければならない”と説いている。このことから考えれば、すでに行政措置上は公民館主事の必置は常識化されているといえよう）も養成上もトータルな型で確立されていない現状を見ると資格はあくまでもパスポートであり、以後職場研修、市民との直接接触を通して真に専門的な能力をつけていってもらう以外にない。
- (ロ)について社教法28条から見ると職員の任命権は教育委員会に有るのであって、公民館勤務を希望した職員を首長部局が採用し教委事務局に出向させ、公民館勤務を命ずるようなことは、市民にとっても職員にとっても少しも望ましいことではないのです。
- (ハ)についてはS34.4月に出された局長通達「社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」中……法第23条に新たに公民館の主事の職務を明記し、その地位の確立と待遇の向上を図ることになったので、市町村においては定数条例、給与規則等に公民館主事を明確にすること。とある。
- (ニ)福生においては市民会館と併設の公民館本館であり「広域設置化」「デラックス化」による職員の多忙から、事務的態度、対市民サービスの低下などが憂慮されるので、“公民館主事”的多数配置を切望する。特に“女性主事、自然科学分野、芸術文化活動担当主事”にも力を入れて欲しい。その際、国立公民館における人口 対し、名、秋川市中央公民館における人口 対し、名の主事というセンを一定の目安にされたい。

要望 2 午後 5 時以降の専門職員の常駐を望む。

併せて、1. 午後 10 時以降の延長も充分考慮されたい。
2. 昼夜間とも必要に応じて“保育者”的配置を希望する。

今まででは職員の側面援助（それも社会教育課の社会教育主事有資格者が、公民館主事としての自覚のもとで活動してきた点で、身分的にも勤務条件的にも非常に不安定なままである）が昼間の婦人対象活動・夜間の青年対象活動に言わば限定されてきた面が強かったが、市民各層の学習・文化活動の条件を整えるという行政の役割を思えば、今後、おとな市民の欲求に対するさまざまな対応もせまられるであろう。

一方、市民から見れば、昼間の生産活動に何らかの形で拘束され疎外されている勤労市民こそ、地域において自己解放したり、生活課題の発見・追求・解決の方途を見出したり、さまざまな文化活動を通して自己実現をはかったり、etc 市民自身による自発的なコミュニティー再編の可能性をも持っている。また、核家族化による共働き人口の増大状況を見ると、若い母親が子育ての時期においても課題解決の力量をつけたり、トータルに豊かな自己を実現しようとする欲求は、さまざまな型で増大してゆくことだろう。その際、母親のそうした要求に応えすると同時に、子供自身の成長に対して継続的に配置される条件が必要であろう。

要望 3 館長の任用に当たっては、住民の意見を尊重し、身分の常勤化・専任化、専門性の尊重をはかること。（社会教育法 28・27条）

(イ) 館長権限の一定の独立性の確保 (ロ) 住民の意見を尊重する

(ハ) 館長の専門職としての資質と身分の安定性の確保

(イ)については、全国公民館連合会がS45年5月に提言した「公民館をめぐる諸制度改善の具体案」では、(1)年間の事業と運営の計画立案と実施 (2)予算請求権 (3)庶務・会計の事務処理 (4)職員の相互研修の企画実施 (5)施設・設備の改善計画案作成提案権 (6)職員人事の原案提出権 (7)公民館運営審議委員の選定権をあげている。これは現行法にくらべると教育委員会の権限をかなり大幅に公民館長に移そうとするものであるが、実際の公民館運営の経験の中からまとめあげられた意見であり、その上公民館の教育的機能を重視し、その独立性を強めようという立場に立っている点から尊重すべき見解であると考えられる。

(ロ)については、住民の意見の尊重ということで、第1の独立性の根拠となるものである。

公民館の事業や運営についての地域住民の要求がほりおこされ、くみ入れられてはじめて公民館はその本来の目的を達成できるのである。たとえば、公民館運営審議会が数多く開かれ、その意見が尊重されるという運営原則が守られないならば、館長の権限の強化を求める根拠も公民館の自立性をうたう理由もなくなってしまうのであるから、館長は公民館事業の企画・運営にあたってそのことに留意する必要がある。

(イ)については、以上の2つの原則のためにも、館長の専門職としての資質と身分の安定性が求められなければならないということである。法定された資格がないということは、民間からすぐれた人材を求める道をひらく上では有効であり、実際その効果は大きかったところである。しかし、昭和31年地方教育行政法制定以降の行政当局の指導権限強化のもとでは、一般事務職からの充当など、専門性を尊重しない人事が目立つようになってきている。それは、行政当局の意のままに公民館を動かす道につながるものである。この意味から、資格を法で定めることによって、人材の確保と身分の安定をはかることは、公民館の自立性、とくに住民と共にあるという公民館の姿勢を保つ上で、大切なことである。この点について社教法は、公民館長任命については必ずしも事前に住民の意見を聞く定めをしている。(→28条2項)

要望4 公民館職員の任用に当たっては、都からの“派遣社会教育主事は採用しないこと”

現下、自治体の財政ひっ迫のおりからではあるが、給与の半額を国庫が補助する“派遣主事”は、社会教育の原則である「住民中心」「市町村中心」「施設中心」がことごとくくずされてしまう恐れがあるからです。

前項でもふれたごとく、社会教育の主体はあくまでも住民自身であり、文部省の言う「社会教育振興の中核に社会教育主事=官僚=を置く」ことは大きなまちがいあります。

住民の熱意があり、社会教育に識見をもった当局者がいるところでは、すんで身分・待遇を良くし、人数も増やしますから、当然人材が集まり、選びぬかれ、きたえ合って立派な職員に育っているのです。採用後も良い仕事ができるような条件があって、人材も生きてくるわけです。文部省のごとく、およそ金の力で身分待遇さえよくすれば(教職経験者にとって絶好の出世のコースになる)人材が来ると考えるのは安易すぎます。まして住民にとっては、つねに「教えてやる」姿勢をつらぬいてきた経験者では少しも好ましいものではありません。

社会教育行政は市町村が住民に対して責任をもって行うものであり、公民館をはじめとする社会教育機関では職員が住民に対して、直接に責任をもって行うものだからです。

- 要望 5** 公民館の使用料は、住民に対して無差別に無料とされたい。
- 理由については、無料化要求の根拠として
- (イ) 図書館・博物館の理念を公民館において実現してゆくことになる。
 - (ロ) 料金徴収担当職員をひとり配置するよりは、専門職の増あるいは事業費の増額の方が住民にとってメリットであること。
 - (ハ) 使用料相当分の財源については、①関係団体補助金の少額化による充当 ②社教法33条に基づく特別基本財源の活用 ③同法34条に基づく特別会計の活用 etcによって充分まかなえるものであること。
- (二) 都内においても、国立市の無料化・小金井市の公共施設無料化制度があること。
- (ホ) 憲法25・26条の実現
- 無差別制の根拠としては、
- (ヘ) 現在、福生市教育委員会で行っている、関係団体の認定規準そのものが何らの根拠も無しに行われている（後にふれるが）ことでもあり、こうした減免規定を拡大し、実質的無料化を進めていくことで教育基本法第3条、第7条を福生で実現してゆくことになること。
 - (イ)は、図書館法が第17条によって、無料・公開の原則を打ち出していること。博物館法においても第23条で…やむを得ない事情のある場合以外は…原則として入館料を取らないという規定を持っている。これらは主に本による学習の用に供する図書館と、主に物による学習の用に供する博物館とが共に無料化を実現しているのに比し、主に人による学習の用に供する公民館だけがこうした面では後進的であると言わざるを得ない。関係者の切なる努力を望むものである。
 - (ロ)については、職員も事業であるとの考え方をとりたい。福生市内の公共施設からの使用料の合計が200万前後であることを見ると、料金徴収担当職員を置くこと自体にあまり積極的な意味は見受けられない。ましてや教育機関である。決して経営的に効率主義的な判断でとらえることは好ましくない。この場合住民にとってのメリットは、使用料が無料で、しかも、必要とする職員がいつでもいることである。
 - (ハ)の①は、現在福生市の団体補助の額は三多摩各市町村中トップクラスである。もちろん最低限の（自立性・自主性をなくさぬ程度の）公費補助はやむを得ないとしても、全体としての流れは団体中心主義から施設中心主義へと移っているのである。②の維持運営基金は、法制定当時の市町村財政事情の悪さと住民の積極的な意欲を引き出すことの2つの理由から、特別基本財源をもうけることができる規定を定めたものである。

公民館の運営は住民参加が原則ではあるが、公立公民館の財政は一部といえども、これを直接住民負担とすべきではなく全額公費でまかなわるべきである。この点に関しては法制定当初の意図は時代に則して解釈されねばならないのであって、公民館予算が少ない場合、公民館の維持・運営のために税金以外の負担を住民に課してもよいという意味ではない。

③の特別会計の規定は、法制定時に市町村の財政難を救うことと公民館の自立性をねらう意味でつくられた。現在では当然一般会計でまかなわれるのが原則である。しかし、先にふれたように公民館使用料を徴収している例は少なくないし、その収入額によっては、次年度の事業費予算に影響が出てくるという実例がある以上は、この条項が利用者や住民への負担を生まないように解釈されなければならない。

(ニ)については省略する。

(ホ)については、序文でふれているので、ここでは取り上げない。

(ヘ)については、本来関係団体認定は、「構成メンバーの意見によって自主的に運営される民主的な団体であり、主として学習・文化活動を事業としているもの」ならば、すべてこの名称がつけられてよいはずである。ところが実際には5つの連合体のみ認定されていて、施設の有料・無料を振り分けるフルイの役目を負ってしまっているのである。

(→関係団体に関しては別項目に記す)

要望 6 公民館予算の充実化を図る

国立、国分寺と福生市の比較から

☆国分寺の団体補助の内訳

50年度予算から (単位千円)

	福生	国立	国分寺
人 口	47,000	64,000	83,000
予算総額	6,767,897	5,603,101	6,755,242
教 育 費	1,676,408	1,375,080	1,377,482
社 教 費	795,944	214,370	453,268
公民館予算	—	45,732	66,788
団体補助	2,600	0	1,470

連 協 20 万円

ボーイスカウト 4

ガール ハーフ 2

文 化 連 33

文 化 祭 (110)

体 協 88

国立は教育費とは別に体協へ60万円

☆国分寺公民館予算

66,788円から人件費を差引くと

6,170円となる。

要望 7 社会教育関係団体の認定は、届出による自動登録制度にし、当該団体への補助金を少額化すること。

(1) 社会教育関係団体の自動登録制について
社会教育の主人公は、市民自身であり市民の自主的自発的な社会教育活動は、民間の自主団体でこそ実現されるものであるから、行政当局は民間団体に対して、干渉や統制は一切禁じられ、助言指導する場合でも、民間団体の側から「求め」があって、はじめてできるという原則がある。この社教法の趣旨から、社会教育関係団体の認定が民間にある様々な団体を色分けしたり、特典を与える上での差別を使われてはならず、本来構成メンバーの意見によって自主的に運営される民主的な団体であり、主として学習・文化活動を事業としているものならば、すべて認定されてよいはずである。

団体自身が社会教育法第10条で規定する「主として、社会教育に関する事業を行うことを目的とした民間の自主団体であって、公権力の支配に属さないものであれば、その届出によって、自動的に社会教育関係団体と認められるというのが本法の趣旨に合致するものといえるだろう。

社会教育関係団体として取り扱われることによる利点は次の4点にある。

- (イ) どのような形にせよ行政当局の不当介入は許されない。
- (ロ) 国・都道府県・市町村に必要な物資の援助や補助金を請求できる。
- (ハ) 社会教育委員や公民館運営審議会に代表を送ることができる。
- (ニ) その団体の役員の経歴は、社会教育主事になる資格要件のひとつになる。
- (ホ) 税法上の免税措置がある。

しかし、この届出による自動登録制度の導入にあたっては、社会教育予算の大幅増による施設・設備・備品・図書等の充実を図り、施設利用の無料化を実現し、できるだけ住民に平等にサービスする態勢をまずつくることが、行政当局の任務として必要である。

(2) 補助金支出上の問題

この補助金支出については、憲法第89条〔公の財産の支出又は利用の制限〕に規定されている公の支配に属しない教育の事業に公金の支出を禁じている趣旨に矛盾しているのではないかという問題がある。昭和34年の改正当時、内閣法制局は『教育の事業』を「教育される者についてその精神的肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教え導いて計画的にその目標の達成を図る事業」であると狭義にとらえ、社会教育関係団体の行う社会教育活動の普及・向上・援助・助言に関する事業や展覧会・体育大会などは、

教育の事業でないから、この教育の事業にあたらない事業を行うとき、それに対して補助金を与えて憲法違反にならないとした。しかし、そもそも社会教育関係団体は、社会教育事業を行うのが本来のしごとであり、成人の自主的な自己・相互学習である社会教育事業からあれこれと教育とはいえない事業をさがし出しては、それに補助金を与えるのは、社会教育が本来、教育であるという大原則をゆがめ、教育的でない事業を奨励する結果となる。これは全体として社会教育を発展奨励している社会教育法に矛盾するものであろう。

又、この狭義の「教育の事業」からすると、図書館や博物館の事業が、教育の事業でなくなってしまうことになる。

以上の前提をふまえ、補助金制度の運用には、次の点を厳守すべきである。それは、社教法「第13条」が「国・地方公共団体に対していかなる方法によっても、不当な権力的支配を及ぼしてはならない」としている基本精神を基礎として—。

- (イ) 補助金を希望する社教団体には、団体の性格による差別待遇をしないこと。
- (ロ) 事業内容への干渉になる規定・基準を設けないこと。
- (ハ) 公的な施設・設備・資料をととのえる予算を充分に計上すること。行政当局には、社会教育が発展するよう「環境を醸成する」義務があり、すべての市民に差別なく、支配や統制にならないようにするためには、「だれもが」「いつでも」「無料で」利用できる施設や設備や資料が充分に整っていることが不可欠である。
- (ニ) 適正な配分とその団体の全体予算に占める割合を低くおさえること。（例えば10%以内）
補助金を低率・少額におさえることによって、行政当局から受けける影響力を少なくするためである。

尚、現在の社会教育委員会においては、この補助金に対する問題点やその運用について、総合的に検討してゆく場ではなく、単なる各団体代表者の補助金の分捕り合戦に終ってしまっている傾向もみられるのは、至極残念なことであると思う。

要望 8 公民館報は市民の手で編集すること。
公民館報は、公民館を市民の全体に知らせる等、住民の公民館活動を住民の声として知らせる必要があります。
そして、編集・発行の技術面のみでの公民館専門職の館報担当者の援助と配布に際しては、公的な責任で行うこととを要求します。

要望 9 公民館運営審議会の委員選任にあたっては、社会教育法に則り、市民一般に広く参

加を求め、市民主体の運営原則を厳守せよ。=準公選制

公民館は地域住民の手で育てられ、地域住民が自分の手で、自らの「学習する権利」を保障してゆくものである。

社会教育法第29条「公民館運営審議会」によれば、次のように規定されている。

① 公民館には、地域住民の意見を反映する公民館運営審議会が必ず設置されなければならない。

② その任務は、館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業企画や実施について調査・研究・審議することにある。

これは、公民館の運営が (1)住民参加・住民自治の原則に則られなければならないと共に、(2)教育文化施設としての公民館の教育行政からの一定の独立性が制度的にも確かめられているのであって、福生市の公民館もこの基本原則にそむくことはできない。

尚、公運審委員の選任にあたっても上記の2原則を踏まえなければならないのは当然であろう。社会教育法第30条〔公民館運営審議会の選任〕によれば、次のように規定されている。

① 市町村立公民館の運営審議会委員は、次に掲げる者のうちから、市町村教育委員会が委嘱する。

(イ) その市町村の区域内に設置された各学校長

(ロ) その市町村の区域内に事務所をもつ次の団体、あるいは機関の代表者

教育・学術・文化・産業・労働・社会事業に関する団体、あるいは機関のうち、20条に掲げた公民館の目的達成に協力するもの。

(ハ) 学識経験者

② 略

③ 学識経験者には、市町村長あるいは、その補助機関の職員、又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

④ 略

公民館の運営は、地域住民の手にゆだねられるという原則を貫くためには、この条項の運営にかかっている。なぜなら、本条によれば、民意反映が不充分となりがちな次の問題点が存するからである。それは(1)委員の選任が住民による選挙でなく、教育委員の住民の直接選挙が廃止されている教育委員会の委嘱(任命)であるから民意反映が間接的である。(2)選出される層が、各種団体の代表・学校長・学識経験者に三区分され、住民代表的性格が後退する恐れが

ある。(3)各種団体を『本法20条の目的達成に協力するもの』と規定することによって、実際の教育行政に協力的なものに限定しようとする姿勢が強くみられ、又、学識経験者のうちに、一般行政部局や議会の意向を受けた者を含めることにより、公民館の独立性・自立性に一定の枠にはめる可能性を残していること等である。しかし、その運用次第で、住民主体の運営と公民館の独立性の原則を貫くことができると思われるので、特に次の提案をしたい。

- (1) 学校長・団体代表者・学識経験者のそれぞれの比率は、団体代表者が最も高くなればならない。
- (2) 対象団体は、行政側の一方的認定による現在の社会教育関係団体に限定せず、少なくとも社会教育関係団体の自動登録制の方向から、福生市内にある教育・学術・文化・産業・労働・社会事業に関する団体あるいは機関は、原則として総て対象とならねばならない。
- (3) 教育委員会は、公運審委員選任に際し、福生市内にあるすべての該当団体全部に委員選出の希望を取ることによって、各団体に公民館活動への関心を呼び起こし、その積極的参加の機会と機運を与えることが考えられる。したがって、現在の社会教育委員をそのまま公運審委員にするといった考え方ではなく、住民の積極的な運営参加の機会を与えることが肝要であろう。
- (4) 学識経験者のうちに、一般行政部局や議員をなるべく排し、公民館の独立性を保つようすべきである。
- (5) 原則として、委員希望者は全員任命することとし、定数を超える場合は、教育委員会の一方的判断で選任せず、各希望者又は団体間の協議を尊重することが必要である。

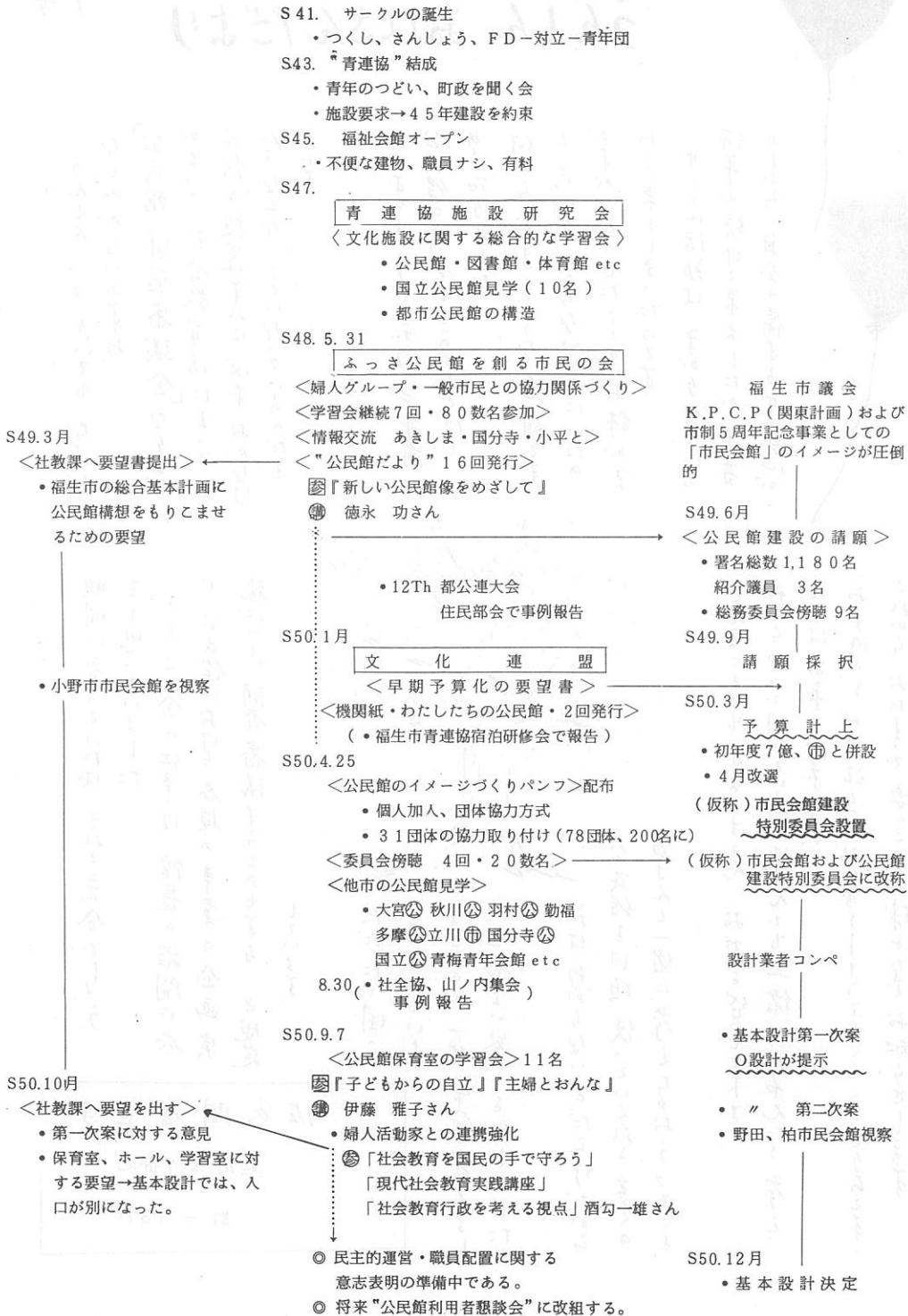
要望10 住民参加の公民館使用規則検討委員会を設置すること。

公民館の運営が、その使用者である市民主体に行われるためには、その重要な意味をもつ使用規則の策定にあたっては、単に行政主導型の管理第一主義的なものになりがちである経験から、使用規則そのものの中に、実際の使用者である市民の意見を充分反映させが必要である。この委員会は、公民館オープンまでの暫定的なものであるが、住民代表と社会教育課職員とで構成し、真に国民に公開された運営にしてゆくためにも、是非ともその設置と運用が望まれよう。

以上、10項目につき、別紙、署名簿添付の上、教育委員会に要望致します。宜しく検討されますよう、社教職員関係者の誠意に期待します。

昭和51年3月 日 ふっさ「公民館を創る市民の会」

公民館を創る運動のあゆみ



1号

うんしん おばさんだより

強制産業費

支拂い開始の報告

施設充実の報告

うんしん つても ちよと
なじみがないですね。

公民館運営審議会なるもの
があつて、社会教育法によつて、公
民館を設置するには必ずおひなけ
はならないことに付いてのじま
うです。

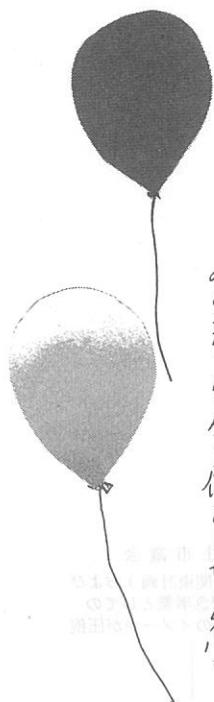
順調に立派でいいは、それと充分で「よ
う思ってました。

でもこの会の仕事は、館長の沼田に応
じ、公民館における各種の事業の企画実
施について、調査審議するものとする」と規定
しています。

佐久間登世子

熊川 507番地

51 - 1370



おはすかいとに 私は 三年前
公民館。講堂。このこととはじ
めり知りました。

何やらむずかしそうな名前です
し、やはりかららぬまいにいたの
です。どうして、とかお詫び
わざ未こしまつたのです



サクレ活動は、すがりたりにも
何年も続けて来ました。本當
のところ自分も局あるサクレが
たちは出来ますのです。
み手紙もお電話でもお寄りください。
これらおなじで、委員会の事務などお知らせします

どんづとも、かまいません。お力を貸してください。
わからぬいで困っているおはさんでも、一緒に下さんだう
考え

創刊號

発行日
一九七九年一月三十日

発行者 ふつさ公民館利用者懇

電〇四二五一五一五三三

発刊にあたつて

仮称「こうみんかん」編集長

角張美章（サトクル ゆうかり）

今月から仮称「こうみんかん」を発行することになりました。その発刊にあたつてこの「こうみんかん」について私が今考へていることを少しばかり述べておきます。福生に公民館というものが建つてから二年近くがたちました。この建物自体多くの人の努力の積み重ねの結果といえます。さて公民館が出来上つてしまつた後に問題となるのは誰が運営して行くのかということです。利用者が主体となつて運営して行くのが本来の行き方だと思います。施設管理は行政に委ねたとしても、活動の中心となるのは利用者である市民だからです。ところで、福生の現状をみると、利用者が主体的に活動しているとは言い難いと思います。今はまだ活動の場を確保することで精一ぱいという状態ではないかと思います。この様な状態が続く限り、活動は市民文化の向上といつた公民館の理念とはかけ離れた自己満足に終り、公民館自体も単なる無料化された貸しホールとなつてしまふおそれがあります。貸しホーリ化を防ぎ、市

民が主体的に運営して行くためには簡単な解決法があります。自分が実際に利用してみて不便に感じたこと或いは不満を述べること。又は自分が最も良いと思う利用法を他の人にも伝えることなどが考えられます。市民による運営としてはこうした本音をぶつけ合うことによって新しい道をみつけて行くことだと思います。利用者が本音をぶつけ合う為の具体的な方法としては利用者同志が話し合う場を設けることが考えられます。公民館を利用者が懇談会こそそれに適合するものだと思ひます。

利用者の生の声を館の運営に反映させるための意見交換の場としてこの「こうみんかん」を位置づけたいと思ひます。又同時に、誰がどのように活動をして行こうとするのかを伝えることによつて利用者同志が全くなにしているのか解らないといつた状態を早く改めたいと思つています。

利用者のための公民館をめざすためには、自分の言葉で語ることが必要である。今まで多くの学者先生達の手によつて公民館の在り

方の根拠となる理論が展開されてきた。しかし、その理論はますます精緻化され難いものとなつてゐる。このまで良いのだろうか。もち論難しい問題に取り組むことで素人には近寄り難い知識を得ることはエリート意識を満足させるので、非常に難しいことを学ぶことに歎びを感じる人も少なくないだろう。たしかに難しい議論を徹底的に掘り下げていくことは無意味ではない。しかしこうした議論の中に、素人の言葉で言えば結論的に一行か二行で済むものが長々と何ページも費して論じられるようなものが少くない。この様な愚は極力避けなければなりません。言葉は学者や一部の活動家のものではない。素人である私たちは自分の言葉で語る必要があると想います。一部専門家の独特な理論に基づくいわば独善的な一人よがりの努力だけで公民館がどうなるといふものではない。そういうた専門の立場からの批判が必要であることはもちろんあるが、その専門的議論が間違つているということは十分にある。その反対もある。その間違いを正すのはやはり市民一般の良識に基づくものでなければならない。今後そういうた利用者の意識を高めることと、利用に役立つ情報を得ることに少しでもこのミニコミが貢献できることを希望する。

